

# 平成 29 年 第 2 回臨時会

平成 29 年 5 月 12 日

開会時間：午後 4 時 30 分

○事務局

ご起立ください。 礼。 ご着席ください。

○佐野議長

本日、平成 29 年、第 2 回、池田町議会臨時会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 29 年、第 2 回、池田町議会、臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により、6 番 飯田拓見君、7 番 岩崎昭一君の両名を指名致します。

日程第 2 会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会は本日 1 日に決定致しました。

日程第 3 諸般の報告を致します。本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本臨時会に、すでに配布のとおり議案第 27 号ほか 6 件が提出されております。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第 1 号 池田町 町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第 2 号 池田町過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条

例の一部を改正する条例

日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第3号 原子力発電施設等、立地地域の指定による、町税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第4号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第31号 平成29年度 池田町一般会計補正予算、第1号

日程第9 議案第32号  
福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の  
規約の変更について

日程第10 議案第33号 工事請負契約の締結について  
以上、7議案を一括議題とします。  
議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○杉本町長  
(議長 町長杉本)

○佐野議長  
町長 杉本君

○杉本町長

本日、町議会、臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位にはご多用の中  
を全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この場をお借りいたしまして、お詫びとご報告を申し上げます。去る3  
月14日、朝、町立池田中学校において生徒が亡くなるという痛ましい事故が発  
生いたしました。生徒を教え、育む機関、施設でありながらこのような事故が発  
生いたしましたことは、誠に痛恨の極みであります。亡くなられた生徒様のご冥  
福をお祈りいたしますとともに、ご家族、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げるし  
だいでございます。

今後町といたしましては、教育委員会とともに事態、状況等の調査を専門家  
にお願いするとともに、学校、教育現場の洗い直し、教職員の資質・技能の向上  
対策、保護者と学校とのあり方、連携の改善、そして、教育委員会の学校教育育  
成

への関わり方改善に取り組むべく、対応の整備を図ってまいり所存でございます。保護者の皆様、町議会のご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました、議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号 池田町 町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の延長、および、固定資産税にかかる課税標準の特別処置の導入等規定の整備を内容とする条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号 池田町過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により制度の適用期間が 2 年間延長されるとともに、対象業種において、情報通信技術利用事業を廃止し、新たに農林水産物等販売業が追加されたことに伴い、池田町過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例について、適用期間を延長する条例改正等を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号 原子力発電施設等立地地域の指定による、町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税と不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、制度の適用期限が 2 年間延長されたことに伴い、原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例について、適用期間を延長する条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税負担の軽減を図ることを内容とする国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者層の保険税軽減拡大を内容とする条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第 31 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、このたび、歳入歳出総額に 117 万 2 千円追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 2517 万 2 千円といたすものでございます。その内容は、10 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、事務局費において、去る 3 月に池田中学校で発生した転落事故に対処するため、池田町学校事故等調査委員会を設置し、事案の調査、審議、および報告書の作成を行うための経費として 117 万 2 千円を計上いたし

たものでございます。これらの財源といたしましては、16 款、繰越金で調整いたしましたものでございます。

次に、議案第 32 号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および同組合の規約の変更につきましては、今年 6 月 1 日から福井県市町総合事務組合に若狭広域行政事務組合を加入させることに伴い、福井県市町総合事務組合の規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、組合構成市町議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 33 号 工事請負契約の締結につきましては、5 月 9 日、7 社の指名競争、電子入札に附しました町営住宅角間団地建設工事について、地方自治法及び、議会の議決に附すべく契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、工事請負契約の金額 8283 万 6 千円、内取引にかかる消費税の額は、613 万 6 千円をもって、越前市本保町 21 の 10 番地、田中建設株式会社代表取締役、田中大成と契約締結いたそうとするものでございます。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概略についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、ご質問に応じわたくし又は副町長、もしくは担当課長よりお答えいたします。何卒、よろしくご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。

○佐野議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

○宇野議員

(議長、宇野)

○佐野議長

宇野君

○宇野議員

補正予算に関して、議案第 31 号、補正予算に関しての質問です。池田中学校生徒転落事故に伴う調査委員会を発足したということですが、調査委員会のメンバーについてご報告していただきたい、というのが 1 点、もう 1 点は、今まで教育委員会、学校側が基本調査を進めてきたということでもありますけれども、基本調査の内容、そのアンケート調査の教職員からの聞き取りにのよれば、どういうことが判明しているのか、2 点お聞きいたします。

○内藤教育長  
(議長、教育長、内藤)

○佐野議長  
教育長、内藤君

○内藤教育長

ただ今の宇野議員の1点目のご質問ご質問でございます。調査員のお名前ということでございます。まずお一人目、法律関係者といたしまして、安藤 勤氏、弁護士でございます。福井市弁護士会の推薦をいただいております。お二人目、学識経験者といたしまして、松木健一氏、福井大学学長補佐、教授でございます。三人目、医療関係者として、滝口慎一郎氏、福井大学医学部附属病院の医師でございます。助教でもあります。4人目、福祉関係者といたしまして、竹澤賢樹氏、びわこ学院大学教育福祉部の講師でございます。あと、調査補助員といたしまして、村上昌寛氏、弁護士でございます。2人目、西尾祐馬氏、同じく弁護士でございます。2点目でございますけれども、基本調査の内容といたしましては、事故の概要、アンケートの集計、教職員のヒヤリング等を取りまとめたものでございます。内容につきましては、基礎調査をもとに今、ただ今ご紹介いたしました詳細調査専任の調査にお任せをしているということでございます。今わかっていることにつきましては、男子生徒の指導における学校内での連絡、報告体制の不備ということ、それから学習指導の現場において当該生徒に対する対応が不足していたのではないかとという点が判明しております。

以上で、宇野議員のご質問の答えといたします。

○佐野議長

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。これで討論を終わります。

これより、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、以上、4議案を一括採決致します。お諮り致します。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、以上、4議案は原案のとおり、承認されました。

これより、議案第31号を採決いたします。おはかり致します。本案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第 32 号を採決いたします。おはかり致します本案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第 33 号を採決いたします。おはかり致します。本案を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮り致します。

福井県、丹南広域組合、議会議員に欠員が生じたので、同組規約第 6 条第 2 項の規定により、補欠選挙を行ないたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、福井県、丹南広域組合、議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第 1

福井県、丹南広域組合、議会議員の補欠選挙について

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。

それでは指名いたします。福井県丹南広域組合議会議員に和田義則君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました和田義則君を、福井県丹南広域組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よってただ今、指名いたしました和田義則君が、福井県丹南広域組合議会議員に当選いたしました。

ただ今、福井県、丹南広域組合、議会議員に当選されました和田義則君が議場にいますので、会議規則、第32条第2項の規定により、当選の告知を行ないます。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。南越消防組合議会議員に欠員が生じたので、同組合規約第7条第2項の規定により、補欠選挙を行ないたいと思います。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、南越消防組合、議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

## 追加日程第2

### 南越消防組合、議会議員の補欠選挙について

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。南越消防組合議会議員に三ツ本一雄君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました三ツ本一雄君を南越消防組合、議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よってただ今、指名いたしました三ツ本一雄君が南越消防組合、議会議員に当選されました。

ただ今、南越消防組合、議会議員に当選されました三ツ本一雄君が議場にいますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知を行ないます。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。公立、丹南病院組合、議会議員に欠員が生じたので、同組合規約第 6 条第 2 項の規定により、補欠選挙を行ないたいと思います。これを日程に追加し、追加日程第 3 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、公立、丹南病院組合、議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 3

公立、丹南病院組合、議会議員の補欠選挙について

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。それでは指名いたします。公立、丹南病院組合、議会議員に飯田拓見君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました飯田拓見君を公立、丹南病院組合、議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よってただ今、指名いたしました飯田拓見君が公立、丹南病院組合、議会議員に当選されました。

ただ今、公立、丹南病院組合、議会議員に当選されました(飯田拓見)君が議場にいますので、会議規則 32 条第 2 項の規定により、当選の告知を行ないます。

町長より発言が求められていますので、これを許します。



○杉本町長  
(議長 町長杉本)

○佐野議長  
町長 杉本君。

○杉本町長  
本日の町議会、臨時会の閉会にあたり、一言御礼申し上げます。  
本日、議員各位には田植えをはじめ、農作業等誠にお忙しい中をご出席いただき、ただ今は全議案妥当とのご決議を賜りましたこと、ここに厚く御礼を申し上げる次第でございます。  
さて、本年は 60 年に一度といわれる火災が多発する年だとのことであります。現に県内においても、また、全国的にみても火災の発生が多く報道されております。町民の皆様には火の取り扱いに十分なご注意をいただくようお願い申し上げますとともに、現在盛んな農作業等におきましても安全確保にご留意いただきますようお願いいたし、本日の御礼の言葉といたします。  
ありがとうございました。

○佐野議長  
以上で本日の日程はすべて終了しました。  
これにて平成 29 年、第 2 回、池田町議会臨時会を閉会します。  
ご起立ください。礼

閉会時間 午後 4 時 55 分

議 長

署名議員

署名議員